

名譽革命のイデオロギー構造とロック

——政治機構論成立の社會的・論理的背景——

松 下 圭 一

一 問題提起

「名譽革命の思想家」ジョン・ロックの全思想の内在的構造とイデオロギー性を、統體的連關において、その個有の問題性からとらえようとするばあい、大略して二つの論點を抽出することができるであろう。

第一のそれは、理論内在的な問題であって、イギリス經驗論哲學の成熟をしめす「人間悟性論」(An Essay concerning Human Understanding, 1690)と自然法 II 自然權の觀念を中心とする「市民政府論」(Two Treatises of Civil Government, 1690)との内在的連關である。すなわち「人間悟性論」におけるエンピリシズムの具體性・感性性と「市民政府論」における自然權↓社

名譽革命のイデオロギー構造とロック

會契約説の抽象性・合理性との間の《方法》的矛盾の問題であって、これは近年わが國において「道徳情操論」と「國富論」の矛盾!! として提起されたアダム・スミス問題とその指向性をおなじくしている。もちろん通常これまでのロック解釋においては《哲學》と《政治學》が別々に論じられたため、ほとんどこの對立は充分に意識されなかったのはあるが、たとえばC・C・マクシィは「生具觀念の否定者としてのロックは、また同時に、生來の權利の勇敢な闘士でもあったが、このことはもっとも偉大な知性の持主すらもおちいるまれな矛盾 curious paradoxes の一つである」(傍點引用者)とし、またわが國でも馬場啓之助教授は「經濟學の哲學的背景」の第二章第二節「ロックの經驗論的方法とその自然法思想

との矛盾」においてこの問題をとらえ、「その混亂は經驗論的方法と合理論的思想との交渉によって生じたが、この混亂はかれの全著作を貫いて、その思想に獨得なニュアンスを與えている」とのべ、ロックの思想を公式的にとらえられた《經驗論》と《合理論》の「複合」とみなしてゐる。

つぎの問題點は、ロックの思想のイデオロギー性の構造にかんして提起される。自然權思想の成熟にともなう《市民社會》論の形成と、通常「妥協的」とみなされ、事實また等族國家的觀念によって指導された名譽革命へのロックのアポロギー（このアポロギーは、周知のごとく、「市民政府論」の序においてロックみずからのべているところである）との關係がそれで、ロックの抽象的、合理的自然權觀念と《古來つたえられた權利》*ancient hereditary rights*との異質性が、名譽革命の政治的プロセスにおきて、いかなる機能的聯關をもちえていたかの問題である。一般にロックの自然權 \parallel 市民社會論は、問題史的觀點からとらえられるばあい、おおくホッブズ、ロック、ルソーという近代社會契約説の系譜のうちで提

起されるか、あるいはまた最近日本では、大塚史學にも比すべき問題意識のもとに、ホッブズ、ロック、スマス——近代市民社會思想の發展史の過程において、その位置づけをあたえられてきた。しかしながら、ロックの思想を、名譽革命の具體的な政治過程に媒介させながら、そのイデオロギー性の全性格を、その固有性において追求することが試みられなかつたがために、名譽革命の指導的觀念とその構造的異質性との機能的聯關が問題とされることはなかつたように思われる。なお經濟學の側面から、ロックの重商主義的立場と勞働財産説の問題が古典經濟學形成史の一環としてとりあげられているが、これは、名譽革命の經濟的構造成とロックの自然權思想（生命・自由・財産）との關連として、巨視的にはこの第二の問題に關連せしめることができるであらう。

第一の問題については、私がさきに發表した「ロックにおける近代政治思想の形成とその展開（法學志林・第五十卷・第一、二號）において、ロックの權力 \parallel 政治正統論の基礎觀念としての《自然》觀念の形成、構造成、機能を論じた折、その内在的統一性を解釋學的操作により明ら

かにすることをこころみ⁽³⁾た。

本稿においては、ロックによる権力Ⅱ政治機構論の形成を焦点としながら、第二の問題への手がかりをえてみたいとおもう。

(1) C. C. Maxey, *Political Philosophies*, rev. ed., 1949, p. 254. 馬場啓之助・経済學の哲學的背景・一九五三年・八二―三頁。なおセイバインもロックの「哲學的曖昧性 ambiguities」と題して「自然権はこの方法(エンピリックズ―引用者)によって證明することはできないし、またロックの生具概念否定のものは公理として批判されずにはすまずことはできない」ということはあきらかなのである」とのインテュス。 (G. H. Sabine, *A History of Political Theory*, 1949, p. 449.)

(2) ここで基礎概念として、私が意味しているものは、全思想に統一的連關をあたる範疇的觀念である。この基礎觀念はより嚴密には價值觀念と嚮導觀念とに區別することができる。價值觀念は、特定の社會構造ならびにそこにおける政治權力の、思想ないしイデオロギーへの飛躍の基礎をなす價值意識Ⅱモラルの觀念的結晶核であり、嚮導觀念とは、この價值觀念を基礎に思想内在的範疇として機能し、思想の論理的展開過程を制約する觀念をいう。そしてこの思想内在的な範疇的制約關係Ⅱ方法を「論理構成」として

名譽革命のイデオロギー構造とロック

表現した。すなわちアプローチの《方法》は理論の内在的展開を規制する論理に轉化するのである。なおこの價值觀念と嚮導觀念との論理的區別は、たとえはマルクスにおいては、史的唯物論にもとづく《人間の解放》の觀念と《商品》の範疇との論理連關として方法論上重要な意味をもつてくるのであるが、ロックにおいてはこの二つの觀念が即自的に《自然》として統一されていたことを、ここでは指摘するにとどめる。なお前掲・拙稿・第二號・四四頁・註29参照。

(3) 最近ゴッフが「ジョン・ロックの政治哲學」[John Locke's *Political Philosophy*, 1950. の第一論文「自然法」]において、未刊行ラテン語草稿(一六六〇―一六四四年に執筆、オックスフォード大學出版局で英譯刊行準備中)にみられる自然の光 *lumen naturale* の觀念を中心に、この方法の非矛盾性を指摘しているが、この觀念の全論理構成におけるカテゴリーシユな意味にまで問題を展開していない。さらに、このゴッフによりながら、サイモンがこの矛盾を意識的にとりあげ、その一致を結論づけているが、これは合理論と經驗論の二元論として方法的に一貫していることを指摘しているのであるから、したがって問題はむしろ逆轉せしめられたとさえるべきであらう。 Cf. W. M. Simon, *John Locke: Philosophy and Political Theory*, in: *American Political Science Review*, Vol. XLV, No. 2,

1932.

二 ロックの思想的地位と

政治機構論の形成

ジョン・ロックは、通常、古典的市民政治理論の形成者として知られている。「精神の立場の徹底的革命」(ヘーデル)による述語的論理の完徹——イギリス經驗論の成立——によってもたらされた《自然》の觀念の成熟と、それを基礎とする自然状態↓自然權↓社會契約のプログラムによるロックの市民社會Ⅱ國家理論は、つぎの十八世紀・啓蒙の世紀において、イギリスのみならず、全ヨーロッパのスケールをもつて継受、發展せしめられ、直接間接にアメリカ獨立、フランス革命のイデオロギッシュな推進力となつたとされている。

ロックにおいては、すでに、市民的生活價值たる生命・自由・財産の確立が、自然法Ⅱ自然權の觀念によつて聖化され、その全論理構成のアンファンダに設定された。⁽³⁾ 國家關係は、これらの市民的秩序原理——個人的自由と財産の體系とは、區別された、しかもこの市民的秩序原

理にたいするインスタルメンタルな存在として、すなわち自由と財産の秩序たる《市民社會》の道具・機械として、副次的意義においてのみ把握され、市民社會の自律性への《自然》的確信を基礎に、市民社會と國家の二元論が貫徹され、ある意味ではもつとも《非政治的》な政治・國家理論を形成せしめたのであった。しかも、自然法・自然權の觀念によつて聖化された生命・自由・財産を基礎とする非政治的な論理構成のゆえに、それは何よりも靜態的な法秩序優位の思想として組み立てられ、そこに必然化された權力機構のルール化Ⅱ手續化とあいまって、ロックの理論は市民的自由主義國家像ないし立憲主義的權力構成原理の源流となりえたのである。⁽⁴⁾

一般に、政治的思考は、權謀術數という言葉で有名な、ルネサンス期イタリアのニッコロ・マキアヴェルリによつて形成されたとされる。古代ギリシャのポリスにおける政治思想、また中世においては、教權と世俗權の對立を含んだといえ、中世的イデオロギーの上極としての神學思想、下極たる多元的閉鎖的中间共同體内部の傳習的思考も、本質的には、ゾーオン・ポリティコンの思考

であった。それは、社會における異質性よりも社會の等質性を前提とした非政治的な、しかも政治的關連が同時に經濟的基礎のみならず意識形態においても、全社會關係を全體として統一的に内包するような思考形態であったということが出来る。これにたいして、前期的資本の活動を背景として傳統的秩序ないし倫理が崩壞の過程にあり、さらに絶對主義への傾斜をふくんだ、この動亂のルネサンス期イタリアにおいて、マキアヴェルリは傳統的思考ないしモラルを超えてダイナミックな政治的思考の論理を樹立したのであった。すなわちその政治的思考は、まず第一に、動的な政治状況の思考として——H・フライヤーの言葉をかりるならば「政治的な力の場の構造」[Struktur des politischen Kraftfeldes]の《必要》necessitaが客觀的に強制する政治技術的合理性の思考として貫徹され、ついで第二には權力倫理の高昇(通常これはレゾン・データ国家理性の觀念と結びつけられている)として獲得されたのである。しかしながらこのマキアヴェルリの政治思考は、權力状況の動態性を前提としながらも、いまだ近代の意味における治者と被治者、

名著革命のイデオロギー構造とロック

支配と服従、努力と自由のアンチノミーを充分自覺的に提出することはできなかった。マキアヴェルリの思考の基軸的觀念は、權力と自由を直接無媒介的に統一している古代ローマ的なヴィルトウ *virtus* のそれであり、その意味で彼はまた古代復興——ルネサンスの人であったのである。したがって、通常マキアヴェルリ解釋論上問題とされる共和主義者マキアヴェルリと君主主義者マキアヴェルリの對立も、彼においては即自的に自同化されていたということが出来る。それゆえ、また、彼の政治的思考は、特定の社會・生産關係において成熟したモラルを媒介としない(動亂の過渡期ルネサンス!!)、すなわち正統性 *legitimität* の原理を基礎にもたない——その意味ではまた抽象的な——權力の思考にとどまったのである。他方、その指向性をまったく異にしたがらもルネサンスとおなじく封建制の危機を背景として、當時の支配的な意識形態であるカトリシズムを内在的に批判(ルネサンスは、カトリシズムにたいする新しい文化原理の對置という外在性をもつ)することによって、それをイデオロギッシュな契機として大衆的なエネルギーを暴發

せしめえた宗教改革すなわちウル・プロテスタンティスムスも、その《政治像》においては中世的構成を一步もでていなかったことは論をまたないであろう。

問題史的意味において、権力と自由という近代に固有な《政治》的アンチノミーは、中世社會における多元的な自然秩序を打破しながら登場してくる絶対主義権力形成の過程において自覺されてきた。すなわち一方における主權觀念の構成と他方における抵抗權理論の形成として。(I) ボーデンを中心に形成された主權理論は、成熟しつつある絶対主義國家權力を、神學的普遍主義秩序と舊來の多元的共同體規制(封建社會における實質的規制原理)との雙方にたいして、辨證したのであり、主權的存在としての國家權力を最高・絶対なものと規定したのであった。(II) 他方、モナルコマキ等によって主張された抵抗權は、その理論の構成においては等族國家的意味における王 rex と人民(團體) populus との二元的對立というかたちをとり、その實體においては封建貴族の既得特權の擁護にすぎなかったが、この觀念の展開の過程において、王と人民との二元的相關關係よりも、むしろ

主體的な人民の權利にまで問題が轉換せしめられていった。しかしながら、いずれも、権力と自由、治者と被治者の問題の一方のみをボレミッシュな意味で尖鋭化せしめたにとどまり、この對極を統一的に内包している近代的な《國家》像を形成することはできなかった。しかもまたこの権力と自由のアンチノミーを統一的に把握せしめうる正統性の根據としての秩序原理もいまだ未成熟——この秩序原理は、近代ブルジョアジーによる市民社會の形成とそのモラルの高昇を基礎として、社會の統一的再生産過程を反映する自然法思想として得られるのであるが——であった。

この方向への一步前進はグロテイウスによってなされ、さらにこの問題のドラスチックな解決はホッブズによってあたえられる。まず、グロテイウスにおいて、オランダ商業資本を背景とする所有の問題を媒介として、周知のごとく理性^{II}自然法に決定的な近代的轉換がなされ、権力と人民とのアンチノミーは權力の共通的主體 *Sujet commun* と固有の主體 *Sujet propre* ⁽⁶⁾ との關係としてとらえられることにより、その融和が試みられた

が、しかし統一的國家像へと凝集せしめることはできなかった。⁽⁷⁾このアンチノミーへの解答の決定的段階は、ホッブズによって、萬人にたいする萬人の闘争↓社會契約↓リヴァリアサンの形成という論理的プロセスとしてもたらされた。しかしながらこのホッブズにおいても、主體的人民の登場にもかかわらず、その人民の平和のために構成された全能な國家が人民を壓殺し、社會契約において自然法は自然權を否定してしまふのである。

ここにみたような近代政治思想史における問題展開の過程は、ロックにおいてははじめて、前述のごとき論理構成によって、市民的解答があたえられた。ロックがその後のブルジョア政治思想の展開にあたって決定的意味を有するのはまさにこの點においてである。

自然状態において自然權を享有する自己完結的な個人、その個人の自然權の實體的基礎となる《勞働》にもなう所有權の確立、自然權を相互に調和的に規制する自然法の支配、さらに自然權の擁護と自然法の實効性の確立のために、合意による道具としての政府の創設（社會契約⁽⁸⁾）。このように權力と自由のアンチノミーは、自

名譽革命のイデオロギー構造とロック

然法の觀念を基軸とする論理連關において、自由にたいする權力のコロラリー化として解決されたのである。

ここにみられるようなロックの政治理論・國家觀は、(I) 論理内在的には、窮極の實在を《個》とみなす近代的ノミナリズム——原子論的・機械論的經驗論哲學の思考方法によってもたらされたのである。しかもまたそれにともなつて社會關係の前近代的實體性の否定と國家の機構化もはじめて可能となることができた（ホッブズにおいても國家は社會契約説によって説明され、機械論的構成物||人爲的物體とされたのであるが、その經驗論哲學における分子の自己完結性の理論の未成熟——分子運動の形態學的アプローチ⁽⁹⁾のため、この人爲的物體としての國家は《道具》としてよりも人民のすべてを吸収しつくす内實的な實在||地上的神 *Notital God* として把えられた）。

(II) しかし、また、このようなロックの解決方法は、市民階級一般（ここでは各國ブルジョアジーの不均等發展ないし歴史的發展形態を一應捨象する）の權力の存在形態によつても必然化される。すなわち市民階級は何よ

りもまず私的階級 *Privatstand* である。市民社會は、個人の慾望の法則に基礎をおくところの、非政治的な經濟的必然によって結合する社會であつて、公的な國家から、一應論理的には區別される私的社會として存在する。市民階級の權力は、絶對主義國家をもふくめて封建的權力におけるような、きわめて政治的な權力（超越的價值によって正統化された經濟外強制¹¹）とは質的に異つた、本質的には經濟的社會における非政治的權力である。市民階級の權力は、直接的に政治的權力であるのではない。ここでは經濟的權力の政治的意義が問題となる。この意味で絶對主義國家にたいする市民階級の革命的闘争は、舊國家權力のブルジョア化（立憲主義型コース）ないしは舊國家權力の打破にともなう新國家權力の樹立（國民主權型コース）といういずれの過程をとるにせよ、《財産》の擁護——資本主義的私的所有と資本の運動法則の貫徹——のための闘争であつて、それは非政治的權力の政治化として貫徹されているのである。したがつて國民國家の全領域にわたつて自己の運動法則を貫徹した市民社會は、經濟的基礎過程の把握を前提として、モラ

ルにおいても自律的な社會として、義母たる絶對主義國家と對立するのであるが、このような問題性は「ブルジョアの意識」においては市民社會と國家の區別・二元的對立として把握されてくる。前述のアンチノミーはこの二元論を背景として歴史的に成立するそれであることは、ここで論をまたないであらう。しかもこの私的市民的の生活と公的國家關係の分離は、實質的生活價值の私的生活領域への還元と相まって、國家の機構化を完成することになったのである（絶對主義國家における國家によるモラルの獨占と超越的國家倫理の強制的配給とに對比¹²）。國家は論理的には市民社會外的な存在として、むしろコンベンショナルな（約束上の）構成物に轉化した。ロックにおいては、このプロセスはまず社會契約によつて構成せられた自律的な市民社會の權力の國家機構への信託として説明されている。かくして、またここからロックの有名な革命權の理論も登場しえた。ここでは國家機構は可變的な存在に轉化し、君主は中世的な契約説にみられるような意味での政治社會 *body politic* の本質的な要素ではなく、社會契約によつて全體となつた人

民の機關にすぎなくなっている。ロックはつきのごとく述べる事ができた。

「政府の解消を論じようとする人は、まず第一に社會 Society の解消と政府 Government の解消とを區別しなければならぬ」(Gov. II, § 211: Second Treatise of Civil Government, § 220 の略。以下同じ。)

「政府が解消すれば、人民は自由に at Liberty、彼等の安全および善にとって最良と考ふるがままに、人間 persons または政體を變えることによって、または兩者とも變えることによって、以前のものと異なる新しい立法府を彼等自身のために設立することができる。なぜなら社會は他の何ものも落度によつても、その社會がそれ自身を安全ならしむるために有している生れながらの、かつ基本的な權利 forms native and original right を決して失うものではないからである」。(Gov. II, § 220)

しかも、公的國家から市民的、私的社會が區別されたことは、倫理學や經濟學から區別される意味での政治學

名譽革命のイデオロギー構造とロック

を可能ならしめうる独自の對象領域が論理的にもたらされることとなるのであり、そこにおいて政治權力の社會内在的《辨證論》——前述したごとく國家機構と區別された《社會》の出現により、政治權力の社會内在的機能の問題とすることが可能となり、辨證論はもはや何らの超越的原理とも結びつきえない——ならびに國家なりの權力の《機構論》が可能となりえたのである。⁽¹²⁾⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾ してまた、この政治機構論の成立は、おなじ社會契約説の系譜において、國家權力の形成に正統論のみを前面におしだしているホッブズ、ルソーにたいするロックの決定的優位性を示すものとなっている。⁽¹⁵⁾

(1) W. F. Hegel, Vorlesungen über die Geschichte der Philosophie, hsg., Holland, 1908, S. 912.

(2) ロックは、自然法と自然権の異質的對立を設定したホッブズとは異なり、自然権の具體的内容は、また自然法としてとらえられ、客觀秩序化せしめられている。たとえばロックは「自己保存」selfpreservation という主體的な自然権の内容を、基本的にして神聖不可侵の法とみなしているが(Gov. II, § 149) これは市民的的生活價値の一應の客觀的な成熟と安全とを反映したものである。なおストアな

いしスコラの前近代の自然法、さらに近代の大陸型の自然法と、ホッブズ、ロックからアメリカ獨立宣言にいたるブルジョア革命型の自然法を區別するのは、この自然権觀念の主體的形成であることをここに注意する必要がある。

(3) 通常、ロックについてその理論の妥協性、二面性、非論理性が問題とされるが、ここに略述したように、その基礎觀念即ち論理構成の近代的旋回をカテゴリッシュな意味でとらえることのできないばあい、妥協性等々を問題にすること、それ自體がナンセンスとなるであろう。この問題は本稿第三節でべるように《妥協》的といわれる名譽革命についても同様である。

(4) ロックは——自由・平等で自律的な個人の登場、この個人の内在的必然性即ち欲望の法則にもとづく社會的結合という《市民社會》civil society、《國民的共同體》commonwealthの觀念を成熟せしめたけれども、しかしながら、この社會の基動力たる資本の運動法則↓生産力の體系については、いまだ想到することはできなかった。ロックにおいては《勞働》にともなう私的所有の成立と貨幣を媒介とする所有の擴大についての觀念があるのみである。したがって生産的勞働一般ないし有用的勞働が定位されているのみであって、資本と賃勞働との對立の問題は顯在化していない。それは産業革命前夜におけるアダム・スミスの《經濟學》にまたねばならない。

(5) H. Freyer, Machiavelli [Meyers Kleine Handbuch, 13] 1938, S. 46.

(6) H. Grotius, De Jure Belli ac Pacis, 1625, Vol. I, III, 7. (邦譯・第一卷・四四頁)

(7) グロティウスの理論は夾雜物おおく論理的に一貫した立論を抽出することは困難であるが、わが國でも著名な自然法思想の近代的轉回のみならず、重要な意味をもつものといわなければならない。

(8) ロックの社會契約説については、前掲拙稿・第七節(社會契約説の必然性とその政治的意義)を参照。

(9) E. Cassirer, Erkenntnisproblem, 1922, Bd. II, S. 48. W. Diltthey, Die Funktion der Anthropologie in der Kultur des 16. und 17. Jhr., in: Gesamt., Bd. II, 1914, S. 460 f.

(10) Vgl. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, § 303. なおヨルクスは「國家の即自的に存在する普遍を市民社會の特殊的な「私的」利益と欲求に對立せしめ」ざるをえなかった、ヘーゲルにおけるドイツ的問題性を指摘しながらも、ブルジョア社會における「政治國家と市民社會の分離」の本質的意義を強調している。(イギリス國法學批判・改造社版マルクス・エンゲルス全集・第一卷・三三三頁〜三三七頁)。

(11) 絶對主義國家の成立は、他方中世的なカトリック普遍

教會を分斷し、キリスト教は國民化、國家化されて、國家的教會 (national church, Landeskirche) を成立せしめ、これらは思想警察 authoritative Sittenpolizei (M. Weber, Die Protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, in: Gesamm. zur Religionssoziologie, I, S. 162.) として機能した。たとえば有名なスハインの宗教裁判 inquisition はローマ法王廳のそれではなく、スハイン絶對主義のそれであり、またイギリス國教會の High Commission も同様な機能をもつものであった。また日本の天皇制イデオロギーも政治的機能においては、おなじ指向性をもっていたことについては論をまたないであろう。もちろんセクトの分裂の極端なばあいは、このようなエラスティアニズムを貫徹することはできず、一時的に、逆に J・ポードンにみられるようなセクト的對立を超えた權力の辨證をもたらすこともありうる (これは近代的寛容というよりも國家理性の立場におけるインディファレンティズムである)。しかしながら一般に絶對主義權力の存在形態の必然性からエラスティアニズムが貫徹される以上、トレルチも指摘するように、政治的自由の闘争は必然的に良心の自由寛容への闘争と結びついて登場することになる (E. Troeltsch, Die Englischen Moralisten des 17. und 18. Jahrhunderts, in: Gesamm., vol. IV, S. 418ff.)。なおこの問題については、市民革命によって、私的信仰より市民

名譽革命のイデオロギー構造とロツク

社會と國家の區別というブルジョアの解答があたえられるのである。

- (12) ロツク自身も、「市民政府論」において具體的に展開しなかつたが、この辨證論と機構論との區別を自覺していた。「政治學 Politics は相互にまったく異つた二つの部分をもつてゐる。一つは國家の起源 original あるいは政治權力の始源 rise と能力 extent の問題であり、他は國家における統治の技術 art の問題である」Some Thought concerning Reading and Study for a Gentleman, in: Works (ed. 1823), vol. III, p. 272.

なお、ロツクにおける國家機構論の成立にあたっては、イギリス革命の全過程における數次の權力移動にともなう政府機構の變化の經驗とさらに當時のイギリスにおける植民地建設の經驗をあげなければならぬ。たとえばロツクの「カロライナ基本法」の草案立案、ハリントンのユートピア「オセアナ」など。すなわちこれらの經驗は政治機構論の成立のための實質的マテリアルをなしている。

- (13) 一般に知的に指導される社會ないし國家の組織化・機構化という問題は前近代的思考においては發見することができない。前近代的思考はファタナリズムであつて所與としての共同體規制の絶對性から社會關係がとらえられ、これらの中間的多元的諸共同體の全秩序は、さらに當時の知的労働の擔當者たる僧侶階級によって、神的秩序の反映・

一橋論叢 第三十二卷 第五號

流出として永遠化・聖化せしめられているのである。いわゆる《作爲》Nachen の論理の形成はマニユファクチュアの展開と他方における絶対主義國家權力のダイナミックな登場を背景として可能となる。しかしながらこの絶対主義時代においてはこの作爲の論理は超越的價値ないし實體論的な國家理性の觀念との結合のために、社會ないし國家の組織論・機構論としては完成しない。この組織論・機構論の成熟の客體的條件は基層的な《市民社會》の展開にともなう國家社會の二元論の貫徹であり、主體的條件は作爲的思考方法——最初は機械論的思考として登場する——の形成である。イギリス經驗論はかかる論理として機能していたことに注目されねばならないであろう。

のち習慣の論理によってアプリアリな因果律の存在を否定したイギリス經驗論の最後の哲學者D・ヒュームは、また、したがって自然權↓社會契約による國家の抽象的構成には反對したが——そしてこのことは名譽革命以來のホイッグイズム體制の安定化・習慣化を意味する——、彼は「政治學を科學たらしめるために」[That Politics may be reduced to a Science] において、「特定の人間の偶然的な氣質や性格」に左右されない政治組織の安定性、恆常性の問題をとりあげ、政治形態にかんする思考は「數學的諸科學と同様に一般的で確實」でありうるとしている。さらに安定的な法律・制度・慣習は專制國家とは異なり「自由な國家」

においてのみ、このうえない熱意をもって要求され、「立法者は將來の政體をすべて偶然に委ねてしまふべきではなく後世まで國事の運督を規制する法體系を整備すべきです」とのべている。このことはおなじく國家の可測性をもった非人格的機構化、手段化の思惟の成熟とみることができるとおもふ。(in: Essays Moral, Political, and Literary, ed. by T. H. Green, 1912, p. 98 ff.)

またこの英語における science of politics と political science という語の成立の問題が興味あるものとなるのであるが、それはいまだあきらかにされていまいということがある。(Cf. G. N. Clark, Introductory, to: The Social and Political Ideas of Some English Thinkers of the Augustan Age, ed. by F. J. Hearnshaw, 1927, pp. 21-23.)

(14) 古典的市民政治學は、この意味で歴史的に形成された國家と社會の分離を背景として成立するのであるが、現在におけるいわゆる「近代政治學」の問題は、非政治的と定式化された《市民社會》の内部における《政治》の發見にある。このことは(I)アトミックな等質個人のグループ關係への歸屬——グループ(集團)の登場と(II)他方アトミックで合理的な人間像の崩壊——政治行動における非合理的なものの發見という二つの相關的問題性として意識されたが、さらに現在このことはコミュニケーションの

技術の發達を背景とする「マス化」の現象と同時に處理されなければならぬものとなっている。そしてここにいわれる社會外的な政治は社會のなかに還流したのである。かくしてここに二元的對立を前提とする従來の政治機構論は政治過程論に挑戰され、それにとりまう社會過程の機能論的政治的把握は、方法論に洗煉されないうまま、政治學の對象領域の擴大としてあらわれている。なおこれらの問題についてのマルクス主義的アプローチはここでは省略する。

(15) 圖式化したのべれば、ホップズにおいては抽象的な意味での國家權力の確立が、ルソーにおいては市民的國家權力の觀念的先取が問題となっていたのたいして、ロックは、のちに見るように、すでに成熟している權力の合理的辨證と制度化が問題とされていたといえるであろう。

三 名譽革命のイデオロギー構造

以上のような論理構成から、ジョン・ロックは、みづからもその「市民政府論」の序言でのべたように、名譽革命によって成立したレジームを正統化していったのであるが、しかしながらロックの理論は、名譽革命のトレイガーたるコンヴェンション議會のホイッグ系政治家たちによって推進された指導的な、そして物質的な力にま

名譽革命のイデオロギー構造とロック

で轉化したイデオロギーとしては機能しえていなかった。すなわち通常、ロックは名譽革命のイデオログとして解釋されているけれども、その理論は名譽革命の客觀的なアポロギーとして機能するにとどまっていたのである。この問題は、後述するごとく名譽革命の全構造から必然化されているのであるが、名譽革命のイデオロギーは、抽象的な自然權というアンファンクをもったロックの論理構成からその主導的價值觀念を供給されていたのではなく、むしろ別個の價值觀念によってになわっていた。

では名譽革命のイデオロギーはいかなる構造をもっていたか。そしてアポロギーとしてのロックの理論とはいかなる機能連關にたつものであるか。さらに、このようなロックにおける論理構成は、名譽革命の指導的イデオロギーから乖離していたにもかかわらず、當時の社會的政治的情況からどのような脈絡によって必然化せしめられたものであるか。

名譽革命は一六八九年の「權利章典」Bill of Rightsによってその法制的確認をえたが、この「權利章典」は、

イェリネックによつてすでにその「人權宣言論」に明らかにされているように、祖先から繼承した《古來の權利および自由》ancient rights and libertiesの觀念を基軸として構成されている。

「權利章典」は「プロテスタンティズムおよびこの王國の法律および自由を侵害」せんとしたジェームズ二世を攻撃するとともに、十三項目にわたる事項を、僧侶、貴族および庶民の「疑うべからざる」しかも「祖先が同様のばあい(失われる危険のあるばあい——引用者)つねにおこなつたように」確立されるべき「古來の權利および自由」として宣言し、オレンジ公ウィリアムが迎立せられた理由を述べている。その十三項目とは、議會の法律承認權、主權の恣意的行使の制限、宗務裁判所の禁止、議會の財政監督權、國民の請願權、常備軍にたいする議會の承認權、プロテスタントの自衛權、議員選舉の自由、保釋金・刑罰の制限、陪審制、裁判の平等、議會の開設にまつての權利で、おもに議會 Parliament の權利を中心として構成されている。

「前記宣言中に確認かつ要求された權利および自由

は、全般各別に、この王國の人民の古來傳えられた眞正、明白な權利および自由であつて、何人もまたかく考慮、確認、判斷、思惟、了解し……、前記各項は確然かつ嚴然、遵守保持せられねばならない。百僚有司は、ことごとく、將來において、右宣言にしたがつて兩陛下および兩陛下の繼嗣に奉仕せねばならない。」(傍點引用者)

このような名譽革命のイデオロギーは、抽象的な自然權 || 人權觀念から出發し、《人民》を構成的權力 Pouvoir constituant として前面におしだした「アメリカ獨立宣言」、「フランス人權宣言」のように、原子論的、機械論的構成をもつものではなくして、古來のつたえられた自由、權利の觀念を基礎とするものであつた。それは封建 || 等族國家的な意味における議會を主體とする臣民の權利にほかならないのである。すなわち封建的權力構成は、類型論的にとらえるならば、知行國家 Lehensstaat (多元的)、等族國家 Ständestaat (一元的)、絕對國家 absoluter Staat (一元的)と展開するのであるが、この「權利章典」において主張せられた權利は、等族會議

Ständetas (二元的權力構成をとる等族國家において、國王に對置される) の封建的特權的權利にほかならないのである。すなわちこの《古來の權利》の觀念は、近代の權利の觀念の構成のように、法に先行する絶対不可侵の權利、あるいは人類一般ないし人間の權利ではなくして、君主權との牽連關係を前提とし、イギリス王國の法に客觀化されてゐるイギリス人の權利 Right of the people of this realm (or Kingdom) であった。名譽革命のコンヴェンション議會が主張した權利は、後期ステュアート朝のブレロガティブ(大權)の擴大への再傾斜にたいする鬭争として、基本法 Fundamental law ないしマグナ・カルタの神話によつて鼓舞された、等族會議的特權の復活、復古という形態をイデオロギッシュにはとつていたのである。したがつてこの觀念はまた長期議會、また一六六〇年のレストアレイションにおけるコンヴェンション議會のイデオロギーの繼承でもあったのである。

名譽革命は通常、革命という言葉によつてフランス革命を原型として理解されてゐるような、生産諸關係の變

名譽革命のイデオロギー構造とロック

化によつて必然化された社會的政治的支配層の徹底的交替をドラスティックにもたらしたものでない。しかも、一般に社會の全體制的轉換と政治的支配層の變動としての革命は、舊體制に固着するペリーフ・システムを徹底的に打破するために、灼熱的なシンボルによる新しい價値觀¹¹モラルの高昇をともなうのであるが——そして長期議會の權力を突破したイギリス第二革命は、十七世紀初頭以來の憲法鬭争における古來の《議會の特權》の主張をこえて、「人民協定」⁽⁴⁾などにもみられるような「生來の權利」⁽⁴⁾native rightにまで下降しえたのであった——、名譽革命は、新しい價値觀念の昇華と燃焼を必要とすることなく、國王にたいする古來の議會の特權擁護という既成のシンボルの操作によつて、その一六八八年を正統化してゆくことができたのである。⁽⁵⁾

すなわちイギリスの市民革命は、その基層において、ナショナルなスケールにおけるヨーマン層⁽⁶⁾↓中産的生産者層の形成を起點としてゐる。このような基層的な社會層への對應の仕方に應じて、しかも他方におけるステュアート絶對主義の上昇とあいまって、舊來の支配層を

二つの分派に抗争せしめ、さらに第二革命において一時クロムウエルの獨裁——階級對立と國際的危機の激化と同時に中産的生産者層の政治的支配層としての未成熟から必然化された——をもうむが、このような十七世紀の政治闘争に一應の最終的解答をあたえたのがこの名譽革命であった。その後、産業革命Ⅱ産業資本の成熟を背景とする一八三二年の選挙法改正（一八三二年の革命Ⅱ）にいたる一五〇年間のゆるゆるホイッグズ⁸⁾體制は、經濟史的には議會重商主義あるいはパーラメントリ・コルベルティズムといわれる國家（議會）を背景としたイギリス資本主義の本源的蓄積期に相當し、政治史的にはイギリス型議會主權Ⅱ議會寡頭制の時代といわれるものである。この時代は、社會的基層における中産的生産者層のたえざる析出・分解を基調にしながらも、そのリリビュシヤンのないし過渡的性格によって政治的支配層にまで轉化しえず、逆に土地貴族ならびに商業資本家層を背景とする議會に指導された時代である。したがってこの時代の矛盾的性格は、ヨーロッパ大陸からは自由の祖國と讚美されながらも（モンテスキュー、ヴォルテールを

想起せよ）、他方では「もともと腐敗した寡頭制の一つ」とされるほどの議會の專制によって特徴づけられ、さらにイギリス第一帝國の建設としてクライマックスにたつする體制でもあったのである。それゆえこの體制は産業資本のヘゲモニーの確立する十九世紀に入るにおよんで、スミスやベンサムなどをイデオロギッシュな代辯者としながら、マンチェスター運動を中心とする諸「改革運動」によって否定されていくことになる。

名譽革命は、この意味において、ヨーマンリーの登場を基動因とする資本制的生産關係の展開に機能的に適合的なジェントリー↓貴族層による議會主權確立を意味し、それゆえにまた、この政治的支配層の等族議會的ベリフ・システムの擴張ないし機能轉換として貫徹されたのである。すなわちイギリスにおいては、絶對主義以前の等族的國家形態の主張が、基礎的關係の近代化を條件として、絶對主義にたいする抵抗となりえていたのであつた。通常名譽革命の《妥協的性格》として述べられている問題はまさにこのことを意味する。

このような名譽革命のイデオロギーⅡホイッグ的正統

性の觀念は、のちブラックストーン、マコーレーなどによって傳道され、現在にいたるも繼承されている「イギリスの神話」となるのであるが、たとえばコンサーヴァティズムの思考方法の形成者といわれているパークの名譽革命讚美のなかにもみいだすことができる。パークは、その有名な「フランス革命にかんする考察」のなかで、「名譽革命は、われわれの古來の *ancient* 疑うべからざる法律や自由と、法律と自由にたいするわれわれの唯一の保障である政府の古來の *ancient* 憲法、を擁護するためにおこなわれた」。「マグナ・カルタから權利宣言まで、われわれに祖先からつたえられ、またわれわれの後代に傳えられるべき世襲の相續物 *entailed inheritance*——他のより一般的なあるいは先驗的な權利のものにも關係なくこのイギリス王國の人民に特別に相續されている財産として、われわれの諸自由を要求し、主張することが、われわれの憲法の一貫した方針であった」(原語挿入語は原文イタリック——引用者)との⁽¹⁾、フランス革命のイデオロギーの抽象性、作爲性を批判している。このような史觀においては、第二革命の決定的な意

名譽革命のイデオロギー構造とロッキ

義はネグレクトされ、マグナ・カルタ以來の一貫したイギリス的法律とその自由が讚美され、その神話を確認したものととして名譽革命が位置づけられているのである。したがってレヴォルーション Revolution とは一六八八年であり、空位時代 *Interregnum* は叛亂 *Rebellion* とみなされる。

(1) エオフもこの點を指摘して「ロッキがコンヴェンション議會におけるホイッグ政治家達によってもちいられた理論を供給したということは、あきらかたまちがっている」と *ゴング* (Gough, John Locke's Political Philosophy, 1950, p. 120)。そしてロッキの理論の基本的諸テーゼの成立を一六八三年から一六八八年のオランダ亡命中にもとめて *ibid.*, p. 125)。しかし、エオフはこのホイッグ政治家たちのイデオロギーとロッキの理論との關連についてはふれず、たんなるロッキの解釋論を展開しているのみである。

(2) G. Jellinek, Die Erklärung der Menschen und Bürgerrechte, 1895.

(3) A. Browning, ed., English Historical Document, vol. VIII, : 1660~1714, 1953, p. 176.

(4) S. R. Gardiner, The Constitutional Documents of the Puritan Revolution: 1625~1660, 1906, p. 335.

一橋論叢 第三十二卷 第五號

(5) 名譽革命のコンヴェンション議會はいかにジェームズ二世とウィリアム三世との連続性を、法的に確認するかを終始問題とし、「権利章典」はジェームズ二世がみずから王位を退いたという論理構成をとった。“— whereas the said late king James the Second having abdicated the government and the throne being there by vacant, ...” (English Historical Documents, vol. VIII, p. 123. 参考 F. W. Maitland, Constitutional History of England, 1908, pp. 284-6. を参照)

(6) この「中産的生産者層」の概念は大家久雄教授のそれによる。

(7) 「イングランドにおける資本主義は、大略農村的性格をもち、またジェントリー層の一部は都會の資本家と同盟して新しい生産様式にきりかえていたために、封建的構成をとっている議會は、王政に對立して新しい階級の要求をおしすすめるためにもちいることができた。一六四二年において衆議院の多數と貴族院の指導的少數者は國王とその封建的支持者に對立した。」(C. Hill, *Historians on the Rise of British Capitalism*, in: *Science and Society*, vol. XIV, p. 310)。大家教授はこのイギリスの地主 (ジェントルマン) の近代性格も「究極においてヨウマンの餘りにも早熟的な成熟に起因するものである」とのべている (近代資本主義の系譜・九五頁註2)。なお M. Dobb,

Studies in the Development of Capitalism, 1951, p. 168-176. 参照。

(8) このイギリス市民革命より産業革命・一八三二年の選挙法改正にいたる一五〇年間の體制は Whig oligarchy あるいは Whig aristocracy とも呼ばれ、いまだその基礎過程・政治構成についての充分な統一的研究がなされていないが、ここではホイッグズ体制と名づけておく。このホイッグというのはホイッグ黨、トーリー黨をもふくめ、名譽革命によって確立された體制の正統性原理を意味する。「一六八八年の事態は、ホイッグ黨とトーリー黨の間に……基本的な對立のないことを明らかにした。ホイッグとトーリーの政治家達は資本主義的發展の速度と方向について、ならびにスボイルズ (官職配分) についてのみ不一致であった」(C. Hill, *The English Revolution and the State*, in: *Modern Quarterly*, vol. 4, 1949, p. 118)。

(9) 「イギリスでは……名譽革命を劃期として、ブルジョア化した地主 (ジェントルマン) 層を前面に押し立てつつ政權を掌握するに至った廣汎な工業生産者層とそれと利害をともしする貿易商人層は……アダム・スミスによって重商主義 mercantile or commercial system と名付けられたあの政策體系を全面的に展開するにいたった」(大家久雄・重商主義成立の社會的基盤「舞出教授還歴記念論文集」二〇頁)。なお中産的生産者層によるマニエフアクチュア

の登場はかならずしも商業資本の「獨自的存在」を排斥しはしない。これは重商主義の二つの型として問題にされてくるものであるが、同教授はその初期の勞作「所謂前期的資本なる範疇に就いて」において「經過的に産業資本の爲の存在」としての商業資本の機能を分析し、「マニユファクチュアの支配的であることは常に商業資本の支配的である」ことを指摘する(系譜・四二頁)。

(9) F. C. Dietz, *A Political and Social History of England*, 1927, p. 462.

(11) E. Burke, *Reflections on the French Revolution*, 1740, Everyman's L. ed., p. 29, 31. なお、マニユファクチュアのこのような名譽革命觀は、ジョージ三世の議會「政黨否定にたいする批判をも意味していたことについては、Thoughts on the Causes of the present Discontents, 1770 を参照。

四 自然權思想の登場とその論理・機能連關

このような視角からみるならば、名譽革命の指導的イデオロギーと自然權觀念にもとづくジョン・ロックの思想との論理構成は價值觀念の構造的異質性が明確にされてくるであろう。しかもこの二つのイデオロギー過程は、たとえばジェントルマンをその人間類型として晩年

名譽革命のイデオロギー構造とロック

にかかれた「教育に關する考察」(一六九二年版)にみられるごとく、ロック自身においても一應併存していたとみることが出来る。

「子供が、キケロの『義務について』をほぼ消化し、ついでプーフェンドルフの『人間と市民との義務』を加えたのち、そのころにグロテウス『戦争と平和の法』か、あるいはよりよきものであるが、プーフェンドルフの『自然法と萬民法』を讀ませることが適當であろう。彼はそれによって人間の、自然の權利、それに社會の起源とその基礎、およびそこからおこる諸義務について教えられるのである」(§186)

(傍點筆者)

このプーフェンドルフは、自然法の哲學者グロテウス、ホップズの理論を止揚し、自然状態「自然權から出發して、契約説を社會契約 *pacta societatis* と統治契約 *pacta subjectionis* とに整合し、近代大陸型自然法思想に體系をあたえたものとして著名である。その自然概念は、ポイル・ニュートンの自然科學者的法則性に媒介されない理性命題一般ではあったが、ロックの思想も、

それに負うところ大であるとされている。しかしさらにロックは詭辯におちいらぬ限界内で、という条件のもとでつぎのようにのべている。

「コモン・ローの古き書物、あるいはこのコモン・ローの書物のなかに政府の存在理由を見出している現代の著作などに、イギリスの憲法・政府組織にかんする見解を見出すことが……ジェントルマンにとつて、法律研究の正しいあり方であるとおもう」(187)

したがって、ロックはイギリスの憲法、政府組織にかんする具體的な構成については、コモン・ローにその原理をもとめているのである。このことは、一六九〇年以降に書かれた「ジェントルマンの讀書と研究にかんする考察」において、政治正統論と政治機構論を區別したのち(本稿第二節、註十二)、正統論についてはフーカーの「教會政治論」、シドニーの「政府論」とブーフエンドルフの前記二著(「自然法と萬民法」は、この種の最善のものである、とのべている)など自然法＝自然権系の思想とともに自からの「市民政府論」をあげ、機構論につい

ては「經驗と歴史、それはわが國のそれによつてもっともよく學びうる」としてブラクトン、コークなどをあげているのと照應している。

この問題へのアプローチは、全イギリス革命の脊椎をなす第二革命のイデオロギー論的問題性の究明からはじめなければならぬ。

イギリス革命の初期的形態すなわち十七世紀初期の闘争は、なによりもイデオロギー面においては《法》の觀念を中心とするいわゆる憲法闘争 Constitutional conflicts としておこなわれた。ジェームズ一世、バイコンなどの神權説によつて粉飾された國王の大權 Prerogatives が、イギリスの既存の法律にとつて適法的であるか否かの問題としてとりあげられた。コークがこの憲法闘争における指導的イデオロギーとして登場するのであるが、彼は國王權力、さらには議會の權限にも優越する《法》＝基本法 fundamental law (抽象的な自然法 natural law ではない)の存在を主張(もつとも著名なのが一六一〇年のボナム Bohnam 醫師事件判決³⁾)し、この過程においてコモン・ローやマグナ・カルタが再編

成され、イギリス憲法の祕儀となる「法の支配」rule of lawの觀念を凝集せしめていった。しかしながらこれらの「基本法」や「法の支配」の觀念をささえる思考形式は、決して近代的構造をもつものではなかった。それはブラクトンの有名な「國王は人民の下位にあるのではない。けれども神と法の下位にある。すなわち法が王をつくるのであるから」という言葉にもしめされているような法の優越supremacy of lawの觀念にもとづくものである。しかもそれは實質的にコモン・ロー（これは、法の存在形態からみれば、近代的な統一權力による制定法と異なり、中世的性格をもっている）の、そしてギルド的な法律家の支配を意味するものであった。⁽⁴⁾したがってこの《法の支配》の觀念は、大陸型の《法治國家》Rechtsstaatの觀念とは構造的に區別される觀念で、中世的な非主體的な法の支配の觀念の機能轉換として形成されるのである。⁽⁵⁾《古來の權利と自由》はまさにこの法に化體されているものにほかならなかつた。「權利は既存の法によって設定された事實として要求されたのである」。⁽⁶⁾しかしながら國王と議會との對決の窮迫化ないし武力

名譽革命のイデオロギー構造とロッキ

的抗争への轉化——長期議會による第一革命、ついで第二革命への推移はイデオロギー闘争の枠を《法》觀念をめぐる論争から一步つきすすめた。「これは力の問題であつて、先例の問題ではない。そしてこの問題は、骨董的知識によってではなく、劍によって解決される運命にあつたのである」(傍點引用者)。⁽⁷⁾そして、ここに權力の一般的、抽象的な性格ないし政府に權力機構の起源、存在理由を根底から問われることになり、インデペンデント、レヴェラーなどによって自然權、人民主權の觀念、共和國論を登場せしめるまでにしたのである。⁽⁸⁾「ひとたび國王と僧侶の神權的權威がすぎさつたのちは、合理的で效用ある存在についての論議を停止せしめることは困難であつた」。⁽⁹⁾

第二革命における相對立する諸反對勢力の登場は、自己の立場をアポロジャイズするもろもろの、イデオロギー活動をうみ、イギリス史上かつてない理論的多産性の時代として「パンフレットの大水」⁽¹⁰⁾を現出せしめた。各諸黨派のイデオロギー闘争は、思考のもっとも政治的形態たる宣傳・煽動にパンフレット活動としておこなわ

れたのである。そのうち著名なものとして、たとえば、セルドン、ハリントン、ミルトン、リルバーン、ウィンスタンリー、ホップズ、フィールマー、シドニー等をあげることができよう。すなわちイギリス革命の全過程を規定する中産的生産者層の政治的登場——しかしその政治的支配層としての未成熟とその間における諸派の分裂はクロムウエルの獨裁を必然化しているのではあつたが——によって遂行された既存の全イデオロギー構造の破綻、粉碎は、それぞれの政治的分派に、自己の黨派的利害に適合的なラジカルな諸思想を噴出せしめるにいたつたのである。換言すれば舊來の體制的視座構造——範疇機構の崩壊は、思想的真空狀況を現前せしめ、そこに各黨派の價值觀念——正統化原理の赤裸々の闘争を導き入れたのである。

かくして、このイギリス革命の全過程の解決である名譽革命は、一應その指導的勢力であつたホイッグ系議會政治家のイデオロギーたる「古來の權利」の觀念を基礎觀念とした「權利章典」によって正統化せしめられたが、これは古いイギリスに固着していたベリーフ・システム

をつきやぶつた第二革命によって必然化せしめられた權力・國家機構の存在理由は何かという根底的な問題提起にたいして、理論的な意味で、全體的解答をあたえるものでなかつたことは當然であろう。名譽革命體制の全理論的把握ないし基礎づけは、ことに全イギリス革命の過程を制約する中産的生産者層によって擔われた、個人の「生れながらの權利」ないし「自然權」の觀念をも包括することが必要であつた。

しかもこのようなイデオロギー狀況を背景として、同時にこれらの問題性は、マニユファクチュアを基軸として成立しつつある資本制的生産様式↓社會關係に適合的な思考形式——それはなによりも當然自然科学的思考形式の形成として問題となるのであるが——によってラジ

ョナルな形態でとらえられることを必然化されていた。すなわち、F・ベイコンの「ニュー・アトランティス」における《サロモン學院》の構想の具體化としての復古期における「ロイヤル・ソサエティ」の成立（ビュリタン革命期の一六四四年に結成された The Philosophical College にその母胎をもつ）、ビュリタン——生産者層によ

る自然科学の推進 (Dissenter's Academy を想起せよ)、さらにボイル、ニュートンによる初期自然科学の完成などに象徴されるような経験論⁽¹¹⁾、自然科学的《自然》の觀念の成熟と、原子論的、機械論的思考方法の政治理論における貫徹である。

ここに、ボイル、ニュートンとも交遊のあった自然科学者であり、かつホイッグ系の政治家であったビュリタ出身のジョン・ロックの理論的立場が明確となる。この點に、ロックの問題性があり、そこに中産的生産者層に窮極的規定性をもつイギリス革命⁽¹²⁾、名譽革命の全構造を見透しうる位置が決定されていたのである。ロックにおいては、コモン・ローの先例ではなくして自然法によって整序せられ、實定法に論理的に先行する自然権がそのアンファンクとなりえたのである。そしてこの自然権とは、身體・自由・財産を意味するが、それは《勞働》——ここでは資本と賃労働はまだ分化せず、生産一般の立場のみが問題となつてゐる——を前提とする自己保存の權利 right to preservation (Gov. II. §25) がそ

名譽革命のイデオロギー構造とロック

の基體をなしてゐた⁽¹²⁾。また、ロックにとっては、この自然権の觀念を提出することは、「市民政府の眞の起源、能力、目的」The true original, extent, and end of civil government を問うことであつた。このかぎりにおいて「空位時代の諸思想家に見出されないものはロックのなかにわずかしかない⁽¹³⁾」といふこともできる。しかも當時もつともブルジョア化してゐたオランダへの亡命によるグロテイウス、プーフエンドルフの大陸自然法理論の吸收は、他方ホッブズを媒介とするフーカーの存在論的自自然法論の影響とあいまって、彼の理論に、基礎的ではないが重要なニュアンスをあたえるものとなつてゐる。この意味で、自然権理論を出發點とするロックの理論は、次節でのべる名譽革命の政治體制の辨證とともに、名譽革命の全構造とみあつてゐたといふことができるであらう。

(1) J. Locke, Some Thoughts concerning Education, in: Works vol. IX.

(2) 自然法思想は、實定法との關係のみを抽象してのべるならば、イギリスにおいては、一般に、大陸におけるごとく自然法の實定化ないし實定法の自然法的規制といつたよ

一稿論叢 第三十二卷 第五號

うな論理聯關において問題となることはできず、ロモン・ロー乃至王國の法 laws of this realm たることとして支配的影響をあたえることはなかつた。ヘインズによれば、I 中世においてはロモン・ローと同一視されて、II 憲法闘争の時代は基本法 fundamental law の觀念と結合して、III たんに大陸思想として、IV ロモン・ローの合理化 rationalization の思考規準として機能したことを示した (C. G. Haines, *The Revival of Natural Law Concept*, 1930, p. 43~44)。なる R. Round, *Spirit of the Common Law*, 1921. 参照。したがってブリタニストの「イギリス憲法釋義」においても自然法觀念は、その哲學的(理論的)序論において裝飾的意味をもつてとせらるる (本稿第六節註1参照)。以上のことはイギリスにおける十七・十八世紀における思想状況における自然法思想の決定的重要性と多産性を否定することにはならない。

(3) 「……議會制定法が、一般の正義と理性に反し、ロモン・ローに反し、あるいは執行不能の場合には、ロモン・ローはこれを規制し、その法律を無効のものとして裁決するであらう」。この判決の問題性については次註ならびに本稿七九頁参照。

(4) このようなロークの立場は、主権者の決斷的意志を法とみなしたホッブズからは批判され、ロークの法觀念は to magnify the learning of the lawyer にすぎないとされ

た (T. Hobbes, *A Dialogue between a philosopher and a Student of the Common Law of England*, in: *English Works of Hobbes*, vol. VI, p. 14)。それゆゑ、ロークが理性を問題としたとしてそれは「ながき研鑽と觀察と經驗によつてえられた理性の人為的な完全性 artificial perceptions of reason」であつて、自然的理性とはなる (Hobbes, *idid*, p. 13 ff)。それはホークの《職業的の祕術》 professional mystery を意味するものとせらるる (E. S. Corwin, *Liberty against Government*, 1948, p. 23)。なるこの問題の研究は C. H. McIlwain, *The High Court of Parliament and its Supremacy*, 1910。簡單なるものとして W. S. Holdworth, *The Influence of the Legal Profession on the Growth of the English Constitution*, 1924 があつた。

(5) しかしながらこのような憲法闘争そのものが基層におけるブルジョア化の反映として可能であつたかぎりにおいて、その指向においては中世的觀念にちかえられたが、その實質においては資本主義的要求にこたへるものであつた。「ロークの法の再解釋」ブルジョアの諸關係への法の適用は、「ナポレオン法典」の問題性) たいするイギリス的な「プロローチ」であつた (C. Hill, *English Revolution and the State*, in: *Modern Quarterly*, vol. 4, 1949, p. 124, note 3)。かかる連關はなるこのロークは「十五冊

界と新しい世界との間に架けた橋を提供」しえたのである(C. H. S. Fifoot, *English Law and its Background*, 邦譯一二七頁)。

(6) F. Pollock, *The History of English Law as a Branch of Politics*, in: *Essays in Jurisprudence and Ethics*, 1882, p. 221.

(7) G. P. Gooch, *Political Thought in England: From Bacon to Halifax* (邦譯四四頁)。

(8) ここで自然法・自然権にかんするビュリタン系諸思想について詳説することはできないが最近のウッドハウスの資料による福田歡一・道徳哲學としての近世自然法(國家學會雜誌・第六十七卷・第五・六號)を参照。ビュリタン系諸派の思想が、一部自然法・自然権の觀念にまで到達しえたとしても、革命の段階の推移とともにその様相も複雑となっている。たとえば一六四〇年前後において、その政治的フラストレイションのために舊約的神祕主義の色彩をすよくもったこと、しかしながら第二革命の移行にともなうてその神祕主義的激情は醇化され、その主張は明確に現世的權力構成を直接的にとりあげていったこと(この意味で、前の神祕主義的激情は價值觀念轉換のための心理的培養基に神話的構造をもっていたというべきであらう)。さらに最後の段階において最左翼分派たる真正水平派ないし第五王國派の思想はふたたびミレニウムのな神祕主義の色

名譽革命のイデオロギー構造とロッキ

彩をこくしたことを注意しなければならぬ。

(9) C. Hill, *The English Revolution and the State*, in: *The Modern Quarterly*, 1914, vol. 4, p. 116.

(10) G. P. Gooch, *ibid.* (邦譯一二〇頁)

(11) この問題は前掲拙稿における基本的テーマの1つとなつているため、ここでは詳論をさける。

(12) しかしながらロッキは自然権の主體として「labouring and illiterate man (Locke, Reasonableness of Christianity, in: *Works*, vol. VII, p. 157) を考へてはなかつたことを指摘しておかねばならぬ。その教育の理想がゼントルマンの教育であつたこと、彼にとって、たとえば理性宗教はこれらの下層階級 vulgar and mass の人々にはふさわしくなく、バイブルによる啓示宗教がふさわしかった(*ibid.*, p. 139)。このことは市民的《自然》觀念の構造から必然化される(拙稿、第二號三十七頁)。なおマルクス、「エダヤ人問題」を想起せよ。

(13) G. P. Gooch and H. J. Laski, *English Democratic Ideas in the 17th century*, 1927, p. 302.

(14) ここで直接問題としているのは、ロッキの理論の階級的基礎ではなくして、むしろロッキが名譽革命體制の辨證者であると同時に、かつ古典的市民政治理論の形成者となりえたその全理論の論理的社會的背景である。

五 名譽革命の辨證と政治機構論

このようなロックの自然権概念を出発点とする思想はいかなる媒介環をもつて名譽革命の體制のフボロギーに到達しえたのであるか。それは國家の「魂」(Gov. II § 212)と規定された立法院の構成におつてである。それゆえこの立法院の構成方法は、いわゆる「議會主權」を確立した名譽革命にたいするロックの位置を決定している。

ロックによれば、國家權力は、機能的には法律を制定する立法權 legislative power (Gov. II. § 143)、⁽¹⁾ 法律を執行する執行權 executive power (Gov. II. § 144)、⁽²⁾ 「戦争、講和、同盟、協約その他あらゆる取引を當社會外のすべてのひとびと、および諸社會の間におこなう」同盟權 federative power (Gov. II. § 146) に分類される。これらの三權のうち、立法權は「政府の存続する限り、常にどんなばあひにも最高の權力」(Gov. II. § 150) であり、この「國家において最高である立法權にたゞしては、執行權と同盟權は……補助的かゝ從屬的な mini-

sterial and subordinate 權力にすぎなう」(Gov. II. § 153)。

すなわち社會契約⁽²⁾によって、自然権 natural right のコラリーとしての私的な自然的權力 natural power (Gov. II. § 136) ——自然権の一部でもなう——は、國家に信託 trust され、その結果として各人の自然権は公的に保障されるが、このようなプロセスをとる國家ならばに政府の形成は立法院の構成によってはじめて現實化される。

「國家 commonwealth の成員が結合し、一個の緊密に連關した生ける團體 coherent living body に合體するのは彼等の立法部におつてである。立法院は國家に形態 form と生命 life と統一 unity をあたえる魂 soul である。……立法院の創設は社會の第一の基本的行爲である。」(Gov. II. § 212)

ハッブズにおいては國家の《魂》は主權におかされた⁽³⁾が、ロックにおいてはまさにこの立法院にもとめられ (Gov. II. § 212)、立法院の崩壊ならしし解消は、國家の消滅 dissolution、死 death と同一視されし⁽³⁾ (Gov.

II. § 212)。

このような立法院の機能は、國家の「意志の宣言」、具體的には「常設の、確立した、公布せられる法律」の制定にある (Gov. II. § 124)。しかもこの法律はその内容におおしては、自然法そのものに適合し conformable to しなければならぬのであって (Gov. II. § 135)、それは自然法の實定化、明文化にすぎない。自然法は自然状態においても支配しているけれども、そこではその解釋、執行は各個人に委ねられて、その統一的運用が缺けているので、(Gov. II. § 7)、その確定・實定化がこの立法院の機能とされている。自然的自由の享有者たちは、彼等自身が「えらびかつ任命した」立法院 (Gov. II. § 222) と、それによって制定されたこの法律によって、現実的に國家における自由な人民となる。「法律のなすところに自由はなし」 Where there is no law, there is no freedom (Gom. II. § 57)。この意味で人民の権力は第一次的には、執行的権力の掌握というジャコブンの觀念によっているのではなくして、むしろ自然法の立法院による實定化という形において表現されているのである。し

名譽革命のイデオロギー構造とロック

かも、立法院の形成を社會契約Ⅱ國家形成の現實化のモメントとすることによって、このような《自然法》と實定法との論理的聯關を政治機構論的に保障することができていたのである。

ついで、このような觀點から、國家の物理力の行使は、實定化された法律にもとづく統治として、あるいは法の《執行》 execution という形式において、はじめて正統化されるものとなっている。ここに立法院の優位を基礎としながらも、分立論にたつきがりにおいて、コンミュニオン型と異なり、執行的権力と立法院との對立が問題となってくる。

「立法権はその構成員の保全のために、いかに國家の物理力 force が行使されるべきであるかを指示する権利をもっている」 (Gov. II. § 143)。

「しかし法律が、一定時にあるいは少期間で制定されるとしても、それは持續的で恆久の物理力をもたねばならないし、また不斷の執行を必要としているゆえ、制定されそして強制されるべき法の執行 execution にあたるべき常時存在の権力 power がある

べきであるということが必然化される」(Gov. II, § 14)。

ロックによって意圖されていることは、たえず執行的權力を法のコロラー化してゆくことによって、執行的權力を法に立法府に等質化することである。社會契約によって、ホッブズのように直接國家權力が導出されるのではなく、まず立法府が構成され、立法府との關係においてのみはじめて執行的權力がその存在理由を發見することができる。ホッブズの *de facto* な主權とはことなり、*de jure* な執行的權力が問題となつているのであり、國家に統一をあたえる「一つの意志」*one will* (Gov. II, § 213) は立法府において存在する。しかも國家機構内部における立法府の優越という點において、ロックの權力分立論は、またモンテスキューの權力分立論やアメリカ型の權力分立制とも區別されるのである。しかしながら、もちろん、立法府の優位をみとめながらも、彼が自然法思想を基調とする市民社會と國家との二元論にたつかぎりにおいて、一元論にたつホッブズやルソーと異り、國家の消極化ないし權力ぎらいは當然前

面におしだされている。それゆえその權力分立論も、市民社會と區別される各國家機構の分立にともなう、相互牽制と權力濫用の防止という——動・反動の力學的機械論の原理を前提としていることは、つきにみられるごとく當然であつた。

「法律をつくる權力をもっているその同じひとびとが、また、その手中にその法律を施行する權力 *power* を握ることは、とかく權力を掌握せんとする傾向をもつ人間の弱點 *human frailty* にとつてあまりにも大きな誘惑に違いないから、それによって彼等は自己のつくつた法律に服従することを脱れ、そして、法律をつくりかつ執行する兩方の場合において、その法律を彼等自身の私的な利益に適合せしめ、かくして社會と政治の目的に反して社會の爾餘のひとびととはまったく別の利害をもつにいたるであらう」。(Gov. II, § 143)。

ついでこれらの權力の擔當者からみれば、それは、實質的に、議會と君主に分割せられる。立法權は「さまざまの異なつたひとびと *divers persons* の手中に委ねら

れる」(Gov. II, § 143)。それは世襲制による特定個人 a single hereditary person すなわち國王、世襲貴族の集會 an assembly of hereditary nobility、ついで人民によつて一時的に選出された代表者の集會 an assembly of representatives chosen, protempore, by the people の三主體である (§ 213)。他方「執行権と同盟權とは本質上まったく別のものであるが、兩者を分離して同時にべつべつの人の手中に委ねることはほとんど不可能であり……ともに社會の物理力 the force of the society を必要とする」 (§ 148) ゆえ、この兩者は統一的に一個人に委ねられるべきである。かくして國王は三權に與り、他方議會は立法權にのみ參加し、權力の分立は、實質的には《君主》と《議會》のそれに解消される。さらにロックによれば、「もしある共同社會において立法府が恒常的に存在せず、執行權が立法府に參與するただ一人の人間にあたえられているとすれば、ある限定された意味で infavourable sense その一個人の權力がまた最高の supreme 權力を有するといつてもよい」(Gov. II, § 151)。なぜならば「彼の同意がなければ法

名譽革命のイデオロギー構造とロック

律を制定することもできぬから立法府には彼に優越するものはなく、そしてまた彼が立法府の他の部分に服従せしめられることに同意するとは考えられない」(Gov. II, § 151) からである。しかも國王にたいしては、廣泛な大權 prerogative が委ねられている。この大權とは極限状況における非常權であり、「固定した不變の法律をもつてしては充分な指導が不可能であるような、豫見できぬ、不確かな出來事に左右される場合に、公共の福祉を目的として、國王の手に委ねられた權力」(Gov. II, § 158) である。

立法府は、機能的にみて、國家の最高權とみなされているのであるけれども、以上にみたような意味では、實質的に國王にたいして強大な權限を残すことになっているのであるが、しかしここで注意すべきことはつぎの二點であろう。(一) 名譽革命期のイギリスにおいては、國王に強大な執行の權力を許すことは、二元的な等族國家の觀念と第二革命への現實的な考察との雙方によって、むしろ當然であるとされていた。問題はむしろ法制定の機能に立法權をいかに議會に實質的に把握させるかにあ

ったのである。それゆえ、ロッキンにおいて、立法、執行、同盟の三権の分立よりも、むしろ、國王對議會の對立として遂行された名譽革命の構造を反映して、立法権の最高性とこの立法権の議會への分割の主張において、そのイデオロギー性もちえたのである。(I)さらに君主に強大な権限を委ねることよりも、その政治的機能すなわち質的規定性が問題とされている。ロッキンによれば、執政官 *magistrate* は、「自己にあたえられた信託に反して人民の財産を侵害する場合は、盜賊や海賊と同一視される」のであって (Gov. II. § 228)、しかも彼がそのような財産侵害を敢てする場合は暴力 *force* を人民にたいして振うことを意味し、したがって鬭争状態 *state of war* への還元を招くものとみなされた (Gov. II. § 235)。ここにかの有名な革命権の思想をその基底にもっていたのである。

政治の目的は人類の善である。人民がつねに恣意的な壓制的意志にゆだねられるのと、支配者たちがその權力を濫用し、そして人民の財産の保持のために、ではなく、その破壊のために使用するばあいには、

ある時には、人民の反抗をうけねばならないということ、いずれが人類にとって好ましいものであるうか」(Gov. II. § 229)

したがってここでも國家權力ないし君主権の意圖された使用 *intended use and exercise* (Gov. II. § 215)、社會内在的機能が問題とされていた。

もちろんロッキンにおいては、のちバジヨットによってなされたように、君主の問題を機構的な意味における政治的機能のみに還元して、君主を大衆にたいする舞臺効果をねらった俳優ないし道化として取扱っているのではないのであって、いまだ實質的倫理關係としての「愛情と信賴」*love and affection* のそれとして處理している。しかしながら、やはりそこには、財産にたいしてその國王がはたすであろう機能 II 役割が問題となっているのである。

「もし人が國王の人格あるいは權利を犯したとしたならば、國王において統合され、自由と財産と安全とを見出している全人民を犯したことになる。同様

に國王は人民の正當な要求に反對することによって、

彼と人民との間にある黄金の鎖 golden chain and contexture を切斷する危険に當面させられるのである」(傍點引用者)。

この意味で、強大な君主權は、議會と論理上はおなじく市民的國家 Commonwealth, Community の機關としてとらえられ、國家と國王とを同一視する家産的國家觀念 patrimonial idea of state は完全に否定されたのである。

「兩陛下において享有され、行使されるすべての事項は、この現議會の權能によつて、宣言・制定・確立され、今後永久に持續し、この王國の法たるべきである。右の事項は、議會に合同している僧侶、貴族および庶民の助言、承諾およびその權能によつて、兩陛下はこれを宣言制定確立せらるるものとする」(傍點引用者)と「權利章典」はのべている。名譽革命は《King》か《King in Parliament》かの政治的鬭争に事實上の解答をあたえ、ホイッグイズム體制における「至高にして絶對的な」議會の位置を決定した。それゆえコークの意味での法⁽¹¹⁾法律

譽命のイデオロギー構造とロック

家の優位の觀念も否定され、「基本法 fundamental law の觀念は、それを凌駕する〔立法府による〕制定法 statute law の權能の承認にとつてかわられるのである。」この體制を、ジョン・ロックは自然權↓社會契約理論から出發し、立法府の構成を基軸として辨證したのである。そしてアトミックな《人民》と市民社會を論理的に前提することによつて、等族議會的構成とそのイデオロギーのもとに活動していた當時のイギリス・パラメントに近代議會主義的理論づけをあたえることができ、君主と議會との二元的形態をとつた等族國家的機構を近代的權力分立論によつて正統化していった。すなわち、ホイッグ・イデオロギーとの決定的な構造的相異——そしてこれが、ロックをして古典的な近代市民政治理論の形成者となしたのであるが——は、その立法府の基礎が、等族議會的な國王にたいする古來の特權という觀念を突破し、自然權⁽¹²⁾個々の人民の權利のなかに錨を下しえているという點にある。しかもこの自然權が、國家形成後も、國家にたいして保障され、論理的に先行するという形態において、近代リベラリズムの原型ともなりえたのである。

る。

- (1) 同盟權とは實質的に當時君主が管掌していた、海軍・植民地・外交にかんする權限をいう。これはながく、ノルマン・ロンクウェスト以來議會の管轄外の事項とせられたが (C. N. Clark, *The Later Stuarts: 1660-1714* [Oxford History of England], p. 148) 〆これは事實上 *House of Commons* の管轄外事項たる宮中事項 *Royal household* とともに樞密院 *King in Council* において行使されていた。もちろん名譽革命以後は議會によつて漸時蠶食されてゆく。(I. D. Jones, *The English Revolution: 1603-1714*, 1948, p. 175)

- (2) ロックの社會契約説における一重説、二重説等の解釋論上の諸問題については、前掲拙稿・第七節註三〇(第二號七六―七頁参照)。またロックの信託概念の特殊イギリス的性格については、Gough, *ibid.*, Ch. XII: Political Trusteeship を参照。

- (3) ホッブズは「リヴァライアサン」の序文でつぎのごとく述べている。「リヴァライアサンのなかで主權は人工の魂であつて全體に生命と運動をあたえ……」。ここに魂を機構的な立法部にみとめるロックとそれを抽象的な絕對主權とみなすホッブズとの質的な相異があらかたなるう。

- (4) この原理はのちのモンテスキューをまづまでもなく、この時代においても(時計!を原型として)一般化してい

た。ホイッグ系バッキンガム卿の二六七年の議會演説を原文のまま引用する。「For all government are artificial things, and every part of them has a dependence one upon another; and with them, as with clocks and watches……」 A Browning, ed., *Documents*, p. 155.

- (5) キングスドームの法イェロウ・フランクス・インもイギリス憲法の卓越性を主權的な立法府が、君主・貴族院・衆議院の別々の distinct 三構成部分に分割されていることにもとめてゐる。しかもそのことをもつて君主の力、貴族の知恵、庶民の公共精神が會して混合政體の極致 *perfection* になつた。 (Commentaries of the Laws of England, pp. 49-51, pp. 153-160.) このロックにおける立法權の分割については、C. F. フリドリッヒが注意を喚起してゐる。(C. J. Friedrich, *Constitutional Government and Democracy*, rev. ed., 1950, p. 176.) なおフランス革命におけるエタ・ゼネローの分裂による第三部會の「國民議會」への轉化とこのイギリス・パラメントの等族的構成を比較せよ。

- (6) この革命權は「モナルコイキの rex (王) と populus (人民團體) の二元的對立を前提とした封建的抵抗權理論を、人民の主體的な自然權の觀念を媒介として、國家機構對市民社會の關係に構造轉換せしめたものである。「市民政府論」二三二節以下の抵抗權理論否定者バークレ

(William Barclay, *Contra-Monarchomach*) の言及を参照。したがってロックスに於けるは國王にたゞすを抵抗してはならず、國家機構の基本組織 the constitution of government (Gov. II, § 239) の變革と人民による再組織が問題となること及びきたるべきである。(本稿第二節五七頁参照)

またロックスの「天に訴える」appeal to heaven (Gov. II, § 168) をもって革命權の觀念の空轉化と解釋される場合があるが、しかしロームの「ついでに」天に訴えること」は「戦争と暴力とに陥つて決着をひけぬ」ことを意味すると解される。(D. Hume, *Of Original Contract*, in: *Essays M. P. and L.*, ed. T. H. Green, vol. I, p. 457.)

(7) J. Locke, *A Letter from a Person of Quality to his Friend in the Country*, 1675, in: *Works*, vol. x, p. 238. これは「國家危害防止法」に反對したホイットン系貴族の議會における闘争を述べたもので、「古來の議會の特權」「イギリス人の自由」の觀念を中心としてゐる。

(8) J. Locke, *ibid.*, p. 222.

(9) ホランドは「一六八八年の革命はキングを弱めたが、しかしタウンを強めた」といふべきである。A. F. Pollard, *The Evolution of Parliament*, 1926, p. 223.

(10) A. Browning, ed., *English Historical Documents*.

名譽革命のイデオロギー構造とロックス

1660~1714, 1953, p. 128.

(11) W. Blackstone, *Commentaries on the Laws of England*, p. 147. またブラックストーンは「議會は教会的と世俗的とを問はず……あらゆる領域の事項にわたつて法の制定・確保・擴大・制限・廢棄・取消・復歸・解釋にかんして主權的にして無制限の權能をもつてゐる」とし、またロックスはロックスの革命權の思想を批判して「イギリス憲法がつづくかぎり、われわれは議會の權力が絶對的であり制限なきものとあつてゐることができぬ」といふのである。

(12) *ibid.*, pp. 160~162. Gough, *ibid.*, p. 111, Note 2. この「議會における國王の主權」の「國王の主權」にたゞする勝利は他方ロックス的な「國王に優越する法律」「國王と議會に優越する法律」の原理の否定を意味した。(Cf. *Mainland, English Constitutional History*, 1908, p. 301.) それゆゑ、名譽革命以後の《法の支配》はロックス的な法の支配と構造的にことなることを注意しなければならぬ(伊藤正巳・法の支配・一九一四九・三一頁)。なお *rex* 對 *lex*. *Might* 對 *right*, *gubernaculum* 對 *jurisdictio*, の對立としてこれらの問題を簡単に圖式化することはできないが、巨視的には、イギリスにおいては封建制の枠内に近代が成長したという近代化のロックスの特殊性から、絶對主義の *rex* \ *lex* にたゞする封建的な *lex* \ *rex* の議會を基軸とする闘争に於て、その機能轉換として近代型の

Locke がもたらされたといふことができよう。

六 むすび

以上のような論理構成から、ロックは古典的市民政治理論の形成者となりえたのであり、その理論はつぎの十八世紀にイギリスのみならず大陸にも決定的な影響をあたえ、いわゆる啓蒙思想の聖者となるのである。すなわちその《自然》の觀念は、イギリスにおけるその後の經驗論イギリス市民思想の展開の礎石となり、他方フランスにおいてはその啓蒙思想に基礎觀念を供給するとともに、フランス唯物論によって論理的極限にまでつきすすめられて、アンシャン・レジームとの鬭争の哲學的形態たる無神論をうむにいたるのである。

また《自然法》《自然權》《社會契約》の市民的プログラムは、ホイッグイズム體制の法イデオログ、ブラックストーンによって體制讚美的な《イギリスの法》の背光として保守的に利用されるか、あるいはホイッグイズム體制の擁護者でありながら名譽革命のホイッグ的解釋を拒否したヒュームによって拒否されたか、「アメリカ

獨立宣言」、「フランス人權宣言」に決定的な影響をあたえるものとなった。

そしてかかる市民的プログラムのもつ政治的意義がフランス革命においてその全容をふたたびあきらかにしたとき、この市民的プログラムは、ロックの祖國イギリスにおいて、たがいに相反する指向性をもった二人の批判者をみいだすことになった。一人は《自然》概念を方法的に可能にした原子論的、機械論的思維方法を否定して、近世保守主義の祖となったバークであり、他の一人はこの原子論的思維方法を繼承しながらも《自然》の觀念の機能的側面——市民的價値の革命的聖化——を否定して、市民的價値を實定法體系においてとらえんとした《功利》主義者ベンサムである。しかしながらベンサムの批判はブルジョアの價値觀念の發展段階——自然の觀念の日常的表现たる《功利》への移行——の差によるものであって、むしろベンサムにおいては市民政治思想の正統的展開を見出すことができる。これにたいしてバークのそれは正統的的市民政治思想への對立物であり、バークの歴史的有機的發展の思想は、とくに封建的反動層の

思想たるロマン主義系ドイツ保守主義に繼承され、十九世紀前半、大陸における啓蒙主義對保守主義のイギオロギー闘争の過程において、その政治的性情を明確にしてゆくのである。

(1) フラックストーンは、「イギリスの法」Laws of England をロッキの前提において體系化したのであるが、しかしロッキ的前提——自然法・自然権・社會契約は基礎的意味を喪失してたんなる論理的背光に轉化せしめてしまった。したがってフラックストーンにおいてのみならず、「イギリス人の権利」と「自然権」は分裂をせしめずこととなる。これについては、フラックストーンは、「自然権」は現在イギリスをのぞくすべての國においても保障されていなければならない。「イギリス人の権利」である、とどう樂觀的な三段論法によって解決するところになった(Commentaries on the Laws of England, pp. 128~29)。⁵⁾これがマイシンの有名なフラックストーンのオプティミズムである(Cf. A. V. Dicey, Law and Public Opinion in England during the Nineteenth Century, 2nd ed., 1948, Lecture V.)⁶⁾

(2) ホームはその「イギリス史」History of England におけるイギリス革命の解釋によつてトーリーとみなされることもあるが、彼が否定したのはそのホイッグ的解釋で

名譽革命のイギオロギー構造とロッキ

ある。彼の問題意識はホイッグ・トーリー間における「既成事實にたいする充分な黙諾の成立」と、その「氣運」の醸成であった(D. Hume, Of the Coalition of Parties, in: Essays on M. P. and L., ed. T. H. Green, 1912)。⁷⁾したがって契約説の否定は、「慣習」の各々を既存體制の擁護となつてゐる。それゆゑロッキとホームの相異はホイッグ体制の形成期と安定期のそれである。

(3) Cf. E. Burke, Reflections on The French Revolution 1790.

(4) 前掲拙稿・第二號・三七頁、五八頁参照。

(5) J. Bentham, Anarchical Fallacies: An Examination of the Declaration of Rights issued during the French Revolution, in: Bentham's Works, vol. II, 44
 45 彼の處女作 A Fragment on Government, ed. by F. C. Montague, 1891 及びそのマンチェスター批評を参照。

(本稿は文部省研究費による研究の一部である。)